

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第9号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年11月20日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査年月日

平成 27 年 11 月 12 日（木）

### 3. 監査対象の課等

町民福祉部町民課保険年金係（保険年金分）

### 4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

### 5. 所掌事務の概要

国民健康保険に関すること、国民年金（老齢基礎年金及び障害基礎年金を含む）の諸届、普及等に関すること、後期高齢者医療保険に関する事務等を行っている。

（根拠規定：大磯町事務分掌等に関する規則第 3 条）

### 6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし同一係において、一般会計のほか二つの特別会計を所管し業務が多忙を極めているとしても、支払、契約、起案など事務処理に適正を欠くものや改善・検討を要する事項が見受けられたので、今後の事務の執行にあたり遺漏のないよう、なお一層努力されたい。

要望事項については、以下のとおりである。

#### ①医療費の抑制について

国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度においては、年々予算規模が拡大するなか、医療費抑制を念頭に、町民への情報提供や周知活動を図られたい。

#### ②保険税・保険料の収納について

決算においては不納欠損額が増加する傾向にあるなか、安心して医療を受けられる体制の維持を基本とし、今後も関係各課と協力して徴収率の確保に努められたい。